

## 平成 29 年度幼児教育の推進体制構築事業成果報告書（概要）

## 【基礎情報】担当部署：茨城県教育庁就学前教育・家庭教育推進室

① 規模																	
人口		2,905,276名（平成30年1月1日現在）															
② 幼児教育センター（名称：【予定】就学前教育・家庭教育支援センター（仮称））																	
設置年度		平成31年4月設置（予定）					設置形態		組織として設置（予定）								
設置場所							人数										
主な業務内容																	
③ 幼児教育アドバイザー																	
名称		人数（単費内訳）			雇用形態				主な経歴								
幼児教育指導員		19名（単費）			謝金				大学教員，公立幼稚園長退職者，小学校校長退職者，私立幼稚園長，公立・私立保育所の園長・主任保育士，県教育事務所指導主事等								
主な業務内容		各市町村及び幼児教育施設・小学校等において開催される，幼児教育関係者と小学校関係者のための接続のための研修会において講師として講話・指導を行う。															
派遣対象地域		県内全域（幼児教育センターからの派遣ではないため，幼児教育指導員の居住地や勤務地を踏まえて派遣を行っている）															
④ 全幼稚園数、認定こども園数、小学校数、保育所数（園）																	
幼稚園			幼保連携型 認定こども園			保育所				地方裁量型 認定こども園		小学校					
うち、幼稚園型 認定こども園						うち、保育所型 認定こども園											
277園			62園			112園				466園		11園		-園		505校	
国	公	私	国	公	私	国	公	私	公	私	公	私	公	私			
1	147	129	-	2	60	-	12	100	148	318	4	7	-	-			
⑤ 訪問施設数（園）（平成30年3月31日時点）																	
幼稚園			幼保連携型 認定こども園			保育所				地方裁量型 認定こども園		小学校					
うち、幼稚園型 認定こども園						うち、保育所型 認定こども園											
15園			0園			4園				9園		0園		-園		15校	
国	公	私	国	公	私	国	公	私	公	私	公	私	公	私			
1	13	1	-	0	0	-	2	2	4	5	0	0	-	-			
⑥ 訪問回数（回）（平成30年3月31日時点）																	
幼稚園			幼保連携型 認定こども園			保育所				地方裁量型 認定こども園		小学校					
うち、幼稚園型 認定こども園						うち、保育所型 認定こども園											
15回			0回			4回				9回		0回		-回		15回	
国	公	私	国	公	私	国	公	私	公	私	公	私	公	私			
1	13	1	-	0	0	-	2	2	4	5	0	0	-	-			
⑦ ⑤以外への派遣回数（回）（平成30年3月31日時点）																	
41回		中学校、市町村の会議室，公民館等において，保幼小の接続に関する講話及びグループ協議への指導助言を行った。															

## 【テーマ】市町村における幼児教育の推進体制整備をサポート役として推進する県の取組について

## 【事業開始前の状況】

これまで県教育委員会では、公立の幼稚園教諭を対象とした研修に私立幼稚園教諭及び保育士が参加できるよう合同研修会を開催し、研修の充実に努めてきた。しかし、平成26年度幼児教育実態調査（文部科学省）において、幼小接続のステップ0（連携・接続の予定・計画なし）の市町村の割合が20.4%とかなり高かったことから、市町村における幼児教育の推進体制を再度見直す必要があると考え、幼児教育と小学校教育の接続の観点から研究を進めることとした。

また、県教育委員会が公立幼稚園・公立幼保連携型認定こども園を、県総務部が私立幼稚園を、県保健福祉部が保育所及び認定こども園を所管し、幼児教育を担当する部署がそれぞれ分かれており、情報の共有はしているものの幼児教育関係の事業において連携はほとんど行われていない状況であった。

併せて、茨城県における在籍園児（5歳児）を見ると、教育委員会が所管する公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園に在籍する園児は、県内の5歳の全園児数の2割にも満たない状況であり、8割以上の5歳児は、公私立保育所又は私立幼稚園等に在園している状況である。加えて、県のほとんどの園児は公立の小学校へ入学する状況（私立の小学校がほとんどない）を考えると、公私立保育所及び私立幼稚園等といった教育委員会の管下でない幼児教育施設と公立の小学校との交流・連携・接続を推進し、県内の幼児期における子どもたちの育ちと学びを円滑に小学校教育へとつなぐことが最重要課題であると考えた。

## 【現在の取組をするに至った経緯】

県としては、幼児教育における質の向上と幼児教育と小学校教育における円滑な接続は、各市町村が主体となって取組を進め、その推進体制を構築すべきであり、市町村の推進体制を構築するために必要な支援を県が行うという考えの下、県全体の推進体制の構築に向けて施策を展開することとした。上記の推進体制構築のために、次のような取組を行っている。

## (1) 幼児教育指導方針説明会（4月）

県内全ての幼児教育施設（幼稚園長・保育所長等）を対象とした説明会を開催し、県の幼児教育の方針や関係事業に関しての理解と周知を図る。

## (2) 市町村主催による幼児教育施設長及び小学校長を対象とした合同研修会（全44市町村）

各市町村が主体となって推進体制を構築するためには、市町村と域内の各幼児教育施設・小学校の管理職等が互いに関係性を構築し、情報交換や共通理解を図る必要があることから、市町村の主催により、全ての幼児教育施設長（幼稚園長、保育所長等）と小学校長を対象とした接続のための合同研修会を開催する。

## (3) 県で委嘱した幼児教育指導員（幼児教育アドバイザー）の上記研修会への派遣

各市町村での研修会を県の幼児教育の方針を踏まえた内容とするため、県で委嘱した幼児教育指導員を講師として派遣し、研修内容の統一化を図る。そのため、指導員連絡会議を開催し、県と指導員又は指導員同士が方向性や情報を共有するとともに、研修会を終えての課題把握等を行う。

## 【取組を開始・推進するに当たったの政策決定過程】

茨城県では、平成27年度に、県の教育振興基本計画である「いばらき教育プラン」の改定作業を進めており、その中で、当時の県教育長のリーダーシップの下、次期プラン（H28～H32）の最重要課題として就学前教育と家庭教育の推進を掲げた。改定前のプランにおいては、幼児教育について、教育委員会の所管である「幼稚園教育の推進」を掲げていたが、新たなプランにおいては、「就学前教育」あるいは「幼児教育」という言葉を用い、設置形態等による所管の垣根を越えて幼児教育の振興を図ることとした。

平成28年度までは、県教育委員会においては、教育庁義務教育課で幼児教育を担当しており、義務教育課長の下、幼児教育担当指導主事を中心に幼児教育関係施策に取り組んでいた。「幼児教育

の推進体制構築事業」の初年度は、まず、知事部局（総務部、保健福祉部）との積極的な連携を図るとともに、県教育委員会が中心となって「就学前教育・家庭教育推進協議会」を立ち上げた。この協議会は、就学前教育と家庭教育を一体的に進めるための有識者や関係団体の代表者等で構成する協議会であり、関係団体の理解と協力を呼びかけるとともに、県の幼児教育関係施策についての意見を聴取し、施策の方向性等の検討を行った。

併せて、就学前教育・家庭教育推進協議会の下に、「就学前教育推進委員会」を設置し、本県の課題である「保幼小の連携・接続」に関する課題及び改善手法の検討を行うこととした。この委員会は、学識経験者のほか、茨城県保育協議会、茨城県私立幼稚園・認定こども園連合会、茨城県国公立幼稚園長会及び茨城県学校長会の代表者を含む幼児教育に関する専門家等により構成され、課題である公私立保育所、私立幼稚園と市町村教育委員会、公立小学校との関係構築や交流・連携・接続に向けて関係団体の意見を聴き、推進するための素地を丁寧につけてきた。

「小学校教員の幼児教育への理解が足りないのではないか」「交流や連携から、接続へどのように進めるか」「市町村における幼児教育の推進体制を具体的にどのように構築するか」など、県として事業を進めていく上でいくつかの課題が見えてきたため、その都度、協議会や委員会において課題を共有し、課題解決に向けた協議を行ったほか、関係団体の代表者と連絡を密に取ることで課題を共に乗り越える体制を整えてきた。

#### 【今年度の状況】

平成29年4月に、就学前教育と家庭教育を一体的に進めていくため、教育長直轄の組織として「就学前教育・家庭教育推進室」を新たに設置し、主に幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた事業を担当することとした。一方、幼児教育における質の向上（保育者の資質向上等）については、これまでどおり教育庁義務教育課が担当しており、就学前教育・家庭教育推進室と義務教育課が連携・協力をしながら、教育委員会における幼児教育関係事業を行い、県内の幼児教育の推進体制づくりに努めている。

また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を進めていくためには、保幼小の接続カリキュラムが必要であるとの意見から、平成28年度からワーキンググループを設置し作成を進めてきた「茨城県保幼小接続カリキュラム」を今年度末までにリーフレットにまとめ、県内の幼児教育施設と小学校の教職員に配布する予定である。

併せて、幼児教育の推進体制を進めるモデル市町村（5市町村）を設置（～H30）し、茨城県の保幼小接続カリキュラムの活用実践や保幼小の接続推進のための取組の成果を県内に広げていく。

#### 【今後の方向性】

県としては、来年度、「幼児教育の推進体制構築事業」の3年目を迎えるに当たり、次の2点を強く進めていきたい。

- (1) 全市町村に「市町村幼児教育アドバイザー」を、県内全ての公立小学校に「保幼小接続コーディネーター」を配置するとともに、県内全ての幼児教育施設に「園内リーダー」としての役割を担う職員を置くよう依頼していく。「市町村幼児教育アドバイザー」を中心として、「保幼小接続コーディネーター」と「園内リーダー」が三位一体となって市町村内の保幼小の連携・接続のための推進体制を構築するとともに、県がこれら三者の資質向上のための研修等を行うことで市町村を支援していく。
- (2) 幼児教育センターについては、「就学前教育・家庭教育支援センター（仮称）」として、平成31年度以降の設置に向けて、就学前教育・家庭教育推進協議会等において、設置に向けた具体的な検討を行っていく。

なお、(1)については、「市町村幼児教育アドバイザー養成研修」，「保幼小接続コーディネーター養成研修」，「幼児教育施設園内リーダー養成研修」といった研修の立ち上げを検討しており、関係各課、関係団体と調整中である。